



愛媛県報

平成20年9月19日金曜日 第2000号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… 969
- 指定障害福祉サービス事業の廃止…………… 969
- 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）…………… 969
- 建設業者の許可の取消し…………… 970
- 道路の区域変更（県道朝倉伊予桜井停車場線）…………… 970
- 道路の供用開始（県道朝倉伊予桜井停車場線）…………… 970
- 道路の供用開始（県道六軒家石手線）…………… 971

- 道路の供用開始（県道伊予川内線）…………… 971
- 開発行為に関する工事の完了…………… 971
- 市営土地改良事業の施行の同意…………… 971

公 告

- 対象県有地の地積測量及びその他附随業務の委託…………… 971

選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数…………… 972

告 示

○愛媛県告示第1358号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101307	NPO法人SORA	松山市此花町7-16上田ビル201号	利田等	就労継続支援B型	しのめハウス	松山市昭和町68番地	平成20年9月1日

~~~~~

○愛媛県告示第1359号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年9月19日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号      | 指定障害福祉サービス事業者 |              |        | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 |              | 届 出 日<br>年 月 日 |
|------------|---------------|--------------|--------|---------------|--------------------|--------------|----------------|
|            | 氏名又は名称        | 主たる事務所の所在地   | 代表者の氏名 |               | 名 称                | 所 在 地        |                |
| 3810200257 | 有限会社ワードアイ     | 今治市東村五丁目8-35 | 井出純司   | 居宅介護          | おかげさん              | 今治市東村五丁目8-35 | 平成20年8月25日     |
| 3810200257 | 有限会社ワードアイ     | 今治市東村五丁目8-35 | 井出純司   | 重度訪問介護        | おかげさん              | 今治市東村五丁目8-35 | 平成20年8月25日     |

~~~~~

○愛媛県告示第1360号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田野上方地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月19日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

1 縦覧に供すべき書類の名称

(1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・田野上方地区）計画書の写し

(2) 丹原町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成20年9月22日から10月21日まで

3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

~~~~~

○愛媛県告示第1361号

丹原町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北田野地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年9月19日

969

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

## 1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・北田野地区）計画書の写し
- (2) 丹原町土地改良区定款の写し

## 2 縦覧期間

平成20年 9月22日から10月21日まで

## 3 縦覧場所

西条市役所丹原総合支所

## ○愛媛県告示第1362号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成20年 9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 許 可 番 号       | 許 可<br>年月日      | 商 号 又 は 名 称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地      | 取 消<br>年月日     | 取 り 消 し た<br>建 設 業 の 種 類                                                                               | 取消しの原因<br>となった事実 |
|---------------|-----------------|-------------|-------|-----------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| (般-19)第13686号 | 平成19年<br>4月8日   | (株)多賀根建設    | 多賀根 浩 | 新居浜市庄内町6-4-10   | 平成20年<br>8月5日  | 土木工事業<br>とび・土工工事業                                                                                      | 建設業の廃止           |
| (般-17)第9005号  | 平成18年<br>1月5日   | (有)金子組      | 金子 健一 | 今治市上浦町瀬戸1914    | 平成20年<br>8月11日 | 土木工事業<br>とび・土工工事業<br>管工事業<br>造園工事業<br>水道施設工事業                                                          | 建設業の廃止           |
| (般-18)第16049号 | 平成18年<br>11月29日 | (有)小野プラン    | 小野 幸子 | 四国中央市三島宮川2-3-25 | 平成20年<br>8月27日 | 機械器具設置工事業                                                                                              | 建設業の廃止           |
| (特-18)第10154号 | 平成18年<br>6月11日  | 三協開発(株)     | 三好 初美 | 四国中央市金生町下分748-1 | 平成20年<br>8月29日 | 建築工事業<br>大工工事業<br>左官工事業<br>屋根工事業<br>板金工事業<br>タイル・れんが・ブロック<br>工事業<br>塗装工事業<br>防水工事業<br>内装仕上工事業<br>建具工事業 | 建設業の廃止<br>(一部)   |

## ○愛媛県告示第1363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類   | 路 線 名      | 区 間                                                                | 旧・新<br>別 | 敷 地 の<br>幅 員         | 延 長             | 備 考                                   |
|---------|------------|--------------------------------------------------------------------|----------|----------------------|-----------------|---------------------------------------|
| 一 般 県 道 | 朝倉伊予桜井停車場線 | 今治市朝倉北甲412番1地先から<br>同市朝倉北甲27番1まで                                   | 旧        | メートル<br>5.5~11.0     | キロメートル<br>0.375 | 道路台帳<br>付図【3】<br>-4から<br>【3】-14<br>まで |
|         |            | 今治市朝倉北甲412番1地先から<br>同市朝倉下甲27番1まで<br>今治市朝倉北甲421番9から<br>同市朝倉下甲27番1まで | 新        | 5.5~11.0<br>5.5~11.0 | 0.375<br>0.390  | 道路台帳<br>付図【3】<br>-4から<br>【3】-14<br>まで |

## ○愛媛県告示第1364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路 線 名      | 供 用 開 始 の 区 間                   | 供用開始の日      |
|-------|------------|---------------------------------|-------------|
| 県 道   | 朝倉伊予桜井停車場線 | 今治市朝倉北甲423番7から<br>同市朝倉北甲452番6まで | 平成20年 9月19日 |

○愛媛県告示第1365号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名    | 供用開始の区間                                 | 供用開始の日       |
|-------|--------|-----------------------------------------|--------------|
| 県道    | 六軒家石手線 | 松山市石手五丁目甲604番 8 から<br>同市石手五丁目甲606番 7 まで | 平成20年 9 月19日 |

○愛媛県告示第1366号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 9 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名   | 供用開始の区間                              | 供用開始の日       |
|-------|-------|--------------------------------------|--------------|
| 県道    | 伊予川内線 | 伊予郡砥部町高尾田717番 1 から<br>同町高尾田686番 2 まで | 平成20年 9 月19日 |

○愛媛県告示第1367号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 9 月19日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

| 検査済証の番号<br>及び交付年月日           | 工事を完了した開発区域又は<br>工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた<br>者の住所及び氏名                              |
|------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------------|
| 20中局建（開）第31号<br>平成20年 9 月10日 | 東温市下林字定力甲1271番 1 及び甲1271番 6   | 伊予郡松前町大字浜757番地 2<br>ブランジェ桜A棟101号<br>河田雅之緒<br>河田真緒 |

○愛媛県告示第1368号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・嘉喜尾地区）の施行に平成20年 9 月11 日同意した。

平成20年 9 月19日

愛媛県南予地方局長 渡 部 敏 夫

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 9 月19日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

対象県有地の地積測量及びその他附随業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

元南宇和高等学校プール敷地調査測量業務 1 式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

契約日から平成21年 3 月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

元南宇和高等学校プール

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城3027番

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成20・21・22年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項のいずれにも該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に事務所を有する土地家屋調査士若しくは土地家屋調査士法人又は社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。
- (3) 土地家屋調査士業務の履行等に関する損害賠償責任保険に加入していること。
- (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- 3 入札及び開札の日時等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2  
電話 (089)912-2558
- (2) 入札説明書の交付方法
- (1)に掲げる場所で交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- 平成20年10月15日（水）午後 2 時30分  
愛媛県庁本庁舎 本館 2 階総務部会議室（入札室）
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
- 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第 137 条第 2 号の規定を適用し、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
- この一般競争入札に参加を希望する者は、入札当日に 2 の(3)を証明できる書類を入札書の提出に先立って提出すること。
- なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
- 2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
- 要
- (6) 落札者の決定方法
- この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
- 詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 2 編第 5 章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成20年 9月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1, 205, 765
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 24, 116
- (3) 40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 267, 628
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

| 選 挙 区 別     | 選挙権を有する者の総数 | 同左の 3 分の 1 の数<br>（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数） |
|-------------|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 伊 予 郡       | 44, 158     | 14, 720                                                                                      |
| 南 宇 和 郡     | 22, 194     | 7, 398                                                                                       |
| 松山市・上浮穴郡    | 426, 440    | 137, 741                                                                                     |
| 今 治 市・越 智 郡 | 150, 974    | 50, 325                                                                                      |
| 宇和島市・北宇和郡   | 88, 082     | 29, 361                                                                                      |
| 八幡浜市・西宇和郡   | 44, 201     | 14, 734                                                                                      |
| 新 居 浜 市     | 103, 164    | 34, 388                                                                                      |
| 西 条 市       | 93, 866     | 31, 289                                                                                      |
| 大 洲 市・喜 多 郡 | 57, 189     | 19, 163                                                                                      |
| 伊 予 市       | 32, 862     | 10, 954                                                                                      |
| 四 国 中 央 市   | 76, 698     | 25, 566                                                                                      |
| 西 予 市       | 37, 639     | 12, 547                                                                                      |
| 東 温 市       | 28, 298     | 9, 433                                                                                       |